

公共空間の利活用Q & A

Q 1 公共空間を利活用するには、何か手続が必要ですか。

A 1 道路を通行したり、公園を散歩したりなど、公共空間の本来の目的に沿って利用する場合は原則手続は不要ですが、道路に施設を設置して継続して使用するなど、公共空間の一部を占用等する場合には、各公共空間の管理者の許可が必要になります。

【道路関係】

Q 2 道路を使用するときは、何か手続が必要ですか。

A 2 道路を使用する際は、警察署長による道路使用許可が必要となります。また、道路を道路上や地下などに一定の施設を設置し、継続して道路を使用する場合には、道路管理者（市道であれば市）による道路占用許可も必要となります。

道路使用許可の詳細については、警察庁のホームページを御覧ください。

www.npa.go.jp/bureau/traffic/seibi2/shinsei-todokede/dourosiyoukyoka/permission.html

Q 3 道路上で工事や資材等の搬入をしたり、祭礼行事をするときには、許可が必要ですか。

A 3 警察署長による道路使用許可が必要になります。継続した使用ではないため、道路管理者による道路占用許可は不要です。



れんがどおり駐輪マナーアップキャンペーン

Q4 道路上で出店などのイベントを行うときは、許可が必要ですか。

A4 警察署長による道路使用許可が必要になります。

また、イベントの実施に当たり、看板、露店、テーブル等を設置するなど継続的な使用をする場合は、合わせて道路管理者による道路占用許可も必要になります。

ただし、道路は通行できることが原則であることから、占用物件を設置しても十分な通行空間を確保し、また、地域の活性化に資するなど一定の公益性を有しているものについてのみ許可しています。過去に許可をしているイベント等で代表的なものとしては、次のものがあります。詳しくは、道路管理者に御相談ください。

イベント名 (内容)	許可物件	許可要因	備考
夏祭り, 土曜夜市など	露店, テーブル・椅子, のぼり旗など	社会慣習上, 例年行われている行事であること。	
呉みなど祭り	テント, テーブル・椅子など	市の賑わいを創出する上で多大な貢献をする旨の市の副申が提出されていること。	観光振興課
勃興夜市	露店, テーブル	<ul style="list-style-type: none"> ・市の復興に寄与すること。 ・原価や経費を除いた売上や募金については, 支援金として市に寄付すること。 ・市の後援を受けていること。 	商工振興課
くれ食の祭典	テント, テーブル・椅子など	市の観光振興に寄与する旨の市の副申が提出されていること。	観光振興課
広島東洋カープ選手トークショー&チャリティーオークション	仮設ステージ, テント, 椅子	商店街の活性化につながる旨の市の副申が提出されていること。	商工振興課
れんがどおり大忘年会	テント, テーブル, 露店	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街の活性化につながること。 ・市の後援を受けていること。 	商工振興課
SITプロジェクト	テーブル	<ul style="list-style-type: none"> ・新成人と企業・団体の交流と商店街の活性化につながること。 ・市の後援を受け, 副申が提出されていること。 	観光振興課
れんがどおり産直市	テーブル	呉中通商店街振興組合の同意を得ていること。	月1回程度開催



勃興夜市



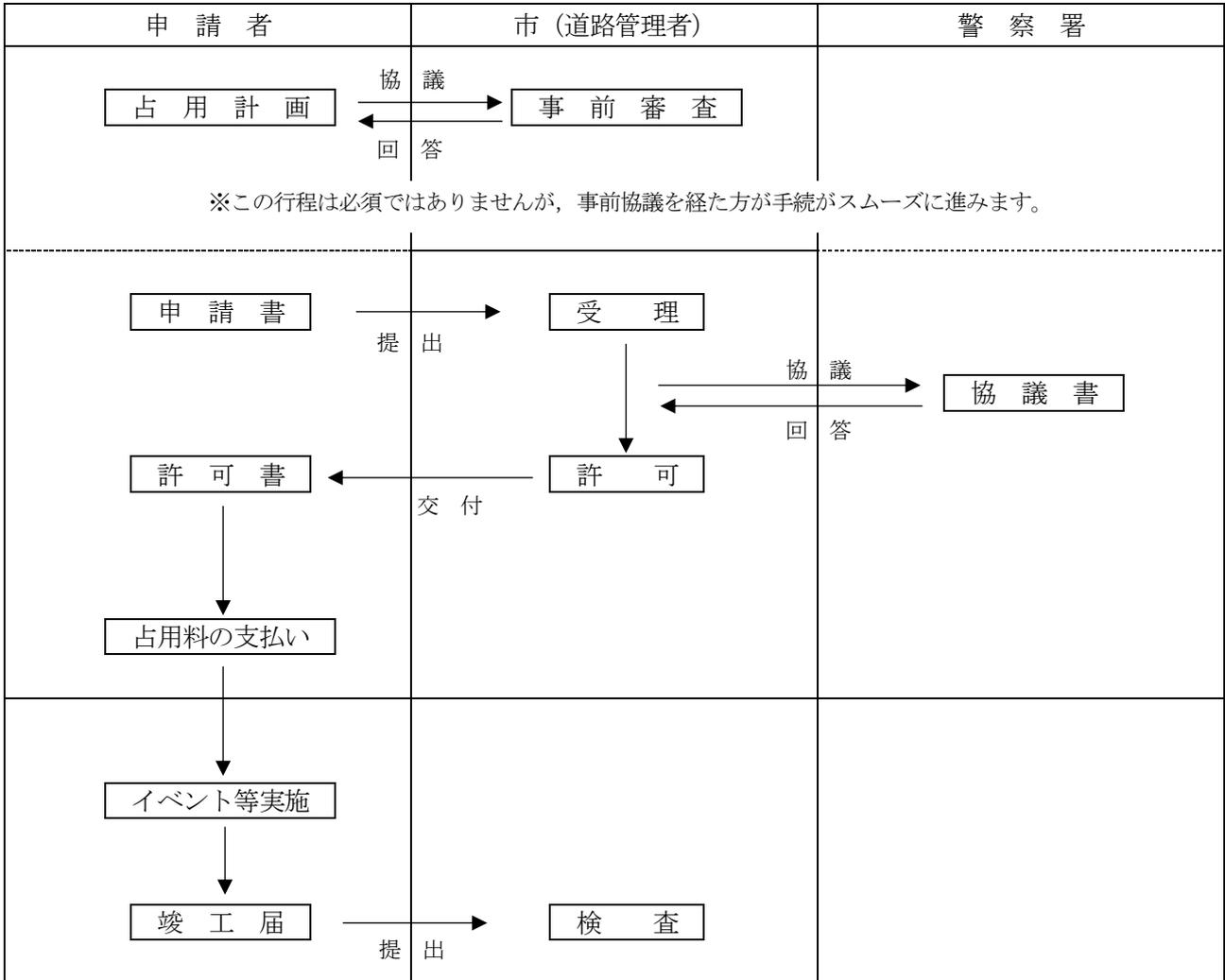
くれ食の祭典



れんがどおり大忘年会

Q 5 道路占用許可の申請の流れはどのようになりますか。

A 5 おおむね次のような流れになります。



Q 6 道路占用許可を受けたいのですが、手続に必要な書類は何ですか。

A 6 道路占用許可申請書、位置図、平面図、断面図、現地写真等がそれぞれ3部必要になります。市の関係部署の後援等の書類があれば、合わせて御提出ください。



呉みなと祭り

Q 7 道路占用許可を受けるのに手数料やその他の費用は掛かりますか。

A 7 手数料は不要ですが、占用する地域、占用物件の内容、面積、期間等に応じて原則、道路占用料が必要になります。道路占用料は、納付書により期限内に金融機関等でお支払いいただきますが、何らかの理由で占用を取りやめた場合であってもお返しすることができませんので、御留意ください。

Q 8 道路占用許可申請書の様式はどこで入手できますか。

A 8 呉市土木総務課の窓口でお渡しします。また、ホームページからダウンロードすることも可能です。

www.city.kure.lg.jp/soshiki/10/youshiki.html

Q 9 道路占用許可を受けるのにどれくらいの日数が掛かりますか。

A 9 申請書類の内容に不備がなければ、1週間から10日程度で許可書をお渡ししています。

【公園関係】

Q 1 0 公園で絵本の読み聞かせやお散歩会などのイベントをしたいのですが、許可が必要ですか。

A 1 0 公園本来の設置目的である休息、鑑賞、遊戯、運動その他のレクリエーションとしてのイベントで、収益目的でないものであれば、規模にかかわらず許可は不要です。ただし、公園の一部又は全部を長期間、定期的に他の利用者が利用できなくなるときは、許可が必要な場合がありますので、公園管理者に相談してください。

Q 1 1 公園で飲食物の提供、バザーやフリーマーケットなどを行いたいのですが、許可が必要ですか。

A 1 1 飲食物や物品の販売、募金活動、業としての写真や映画の撮影、競技会、展示会などの催しなどを行うときは、許可が必要となります。なお、販売等のイベントについては、市が共催するなど一定の公共性を有しているものや自治会などの公共的団体が行うものについてのみ許可しています。



呉みなと祭り

Q 1 2 公園占用許可を受けたいのですが、手続きに必要な書類は何ですか。

A 1 2 公園占用許可申請書、位置図、公園平面図、占用部分求積図、設計書、自治会同意書等がそれぞれ2部必要になります。占用の目的、場所によっては、この他にも書類が必要な場合があります。

Q 1 3 公園占用許可を受けるのに手数料やその他の費用は掛かりますか。

A 1 3 手数料は不要ですが、占用物件の内容、面積、期間等に応じて原則公園占用料等が必要になります。公園占用料等は納付書により期限内に金融機関等でお支払いいただきますが、何らかの理由で占用を取りやめた場合であってもお返しすることができませんので、御留意ください。

Q 1 4 公園占用許可を受けるのにどれくらいの日数が掛かりますか。

A 1 4 申請書類の内容等に不備がなければ、1週間から10日程度で許可証をお渡ししています。財務局等の承認等が必要な場合は、別途承認等に日数を要する場合があります。

【その他】

Q15 堺川沿いの中央公園等で市が募集して比較的長期にわたって移動式店舗が出店する「クレテリア」が開催されましたが、他の地域では開催されないのですか。

A15 市中心部の更なる賑わいを創出することを目的として市が募集して実施した「クレテリア」は、初期的な実証の場としてある程度収益性が見込まれ、参画しやすい市中心部で実施しています。

通常は、短期かつ公共性があるイベントにのみ許可をしている道路・公園の占用許可について、試験的に、これまでより長期間の許可を行うために市が募集したのですが、将来的には、民間事業者自らが占用許可制度を活用していただき、市中心部に限らず各地で賑わいづくりを進めていただきたいと思います。



クレテリア